

第13回健康・医療・介護情報利活用検討会

医療等情報利活用ワーキンググループ

2022（令和4）年12月15日

救急医療時における 「全国で医療情報を確認できる仕組み（Action1）」について

医政局 特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

過去の経緯 第5回健康・医療・介護情報利活用検討会及び第4回医療等情報利活用WG（2020年11月6日） - 救急時の情報閲覧の仕組みに関する主なご意見

原則

救急時の情報閲覧の仕組みは、①患者がマイナンバーカードを持参し、②顔認証付きカードリーダー等を用いて本人確認を行い、③情報閲覧への本人の同意を得た上で、医師等が情報を閲覧する

例外となるケース

<前提>

救急専用端末を用いることに加え、閲覧者は、救急医療に携わる有資格者等（医師、歯科医師、薬剤師等）に限定することとし、事前に専用IDを発行する。

<案①患者の意思が確認できない場合>

- ・ 救急時の閲覧として、閲覧者を画面表示する等の利用状況のモニタリングを行う。

<案②マイナンバーカードを持参していない場合>

- ・ 事後的に閲覧者を確認可能とするよう情報の照会時に端末利用者の再確認を行う。
- ・ 救急専用端末の閲覧ログにもとづき、電子カルテへの患者情報の登録の状況等を事後的に点検する。

主なご意見

【閲覧の仕組み】

- ・ 事前に専用IDを発行するの「事前」とはどのタイミングか。
- ・ 安全性の観点とはいえ、端末を専用化することは費用対効果として適切か。むしろHPKIカードによって、確実な閲覧者のログを残す仕組みのほうが良いのではないか。
- ・ 救急医療に携わる有資格者等の「等」は、どのような職種を想定しているのか。
- ・ 救命救急において、重要な情報や、注意すべき情報がキーワードとしてピックアップできる仕組みがあるとよい
- ・ 救急で活用されている地域医療連携ネットワークの事例も参考にすべき。

【閲覧ログ管理】

- ・ 事後確認とはどんな仕組みか。（マイナポータル等で本人が分かるような仕組みとするのか、もしくは何らかのチェックするシステムが動くイメージか。）
- ・ 不正利用防止には、事後的なチェックだけではなく、不正利用者及び施設側へのペナルティも設けるべき。

【同意取得】

- ・ 提供情報の中にDNAR(蘇生措置拒否)等も入れられるか。
- ・ たとえ救急であっても、自身の情報にアクセスしてほしくない人はいるので、同意なしでの閲覧を事前に拒否できる仕組みも必要ではないか。

救急時の情報閲覧における当該仕組みの基本的な考え方

目標

早期の運用開始を念頭に既存のオンライン資格確認等システムを最大限有効活用し、極力費用負担少なく速やかに救急時の情報閲覧に対応したシステムを運用開始する

現在の課題

現在のオンライン資格確認等システムでレセプト情報に基づく診療情報・薬剤情報や特定健診等情報を見る際、①患者がマイナンバーカードを持参し、②顔認証付きカードリーダー等を用いて本人確認を行い、③情報閲覧への本人の同意を得た上で、医師等が情報を見ることを原則としているため、患者自身が意識不明等で本人同意の取得が困難な場合の対応方法の検討が必要

考慮するポイント

次の5つの論点について整理する。

○生命にかかわる救急医療の特性に応じた迅速な医療情報閲覧の仕組み

- ① スムーズに医療情報にアクセスするための患者特定方式
- ② 救急業務の特性(緊急性・迅速性)に応じた画面表示

○医療情報の閲覧を適切に運用するための仕組み

- ③ 救急時医療情報閲覧を可能とする医療機関の限定
- ④ 閲覧端末・アカウント・認証による閲覧者の限定(端末アカウント管理・認証方式)

○医療情報へのアクセスを事後にもチェックできる仕組み

- ⑤ 閲覧ログの管理

救急時におけるケースの整理

患者本人の意思表示・同意
 患者本人の意思表示
 患者本人の同意

身分証明
 マイナンバーカード
 マイナンバーカードはないが、4情報※は分かる
 ・ その他身分証明書(運転免許証等)持参
 ・ 患者本人が4情報を把握
 ・ 同伴人が4情報を把握

救急時の医療情報閲覧
 ・ マイナンバーカードによる本人確認(目視確認)
 ・ 本人同意なしで4情報入力

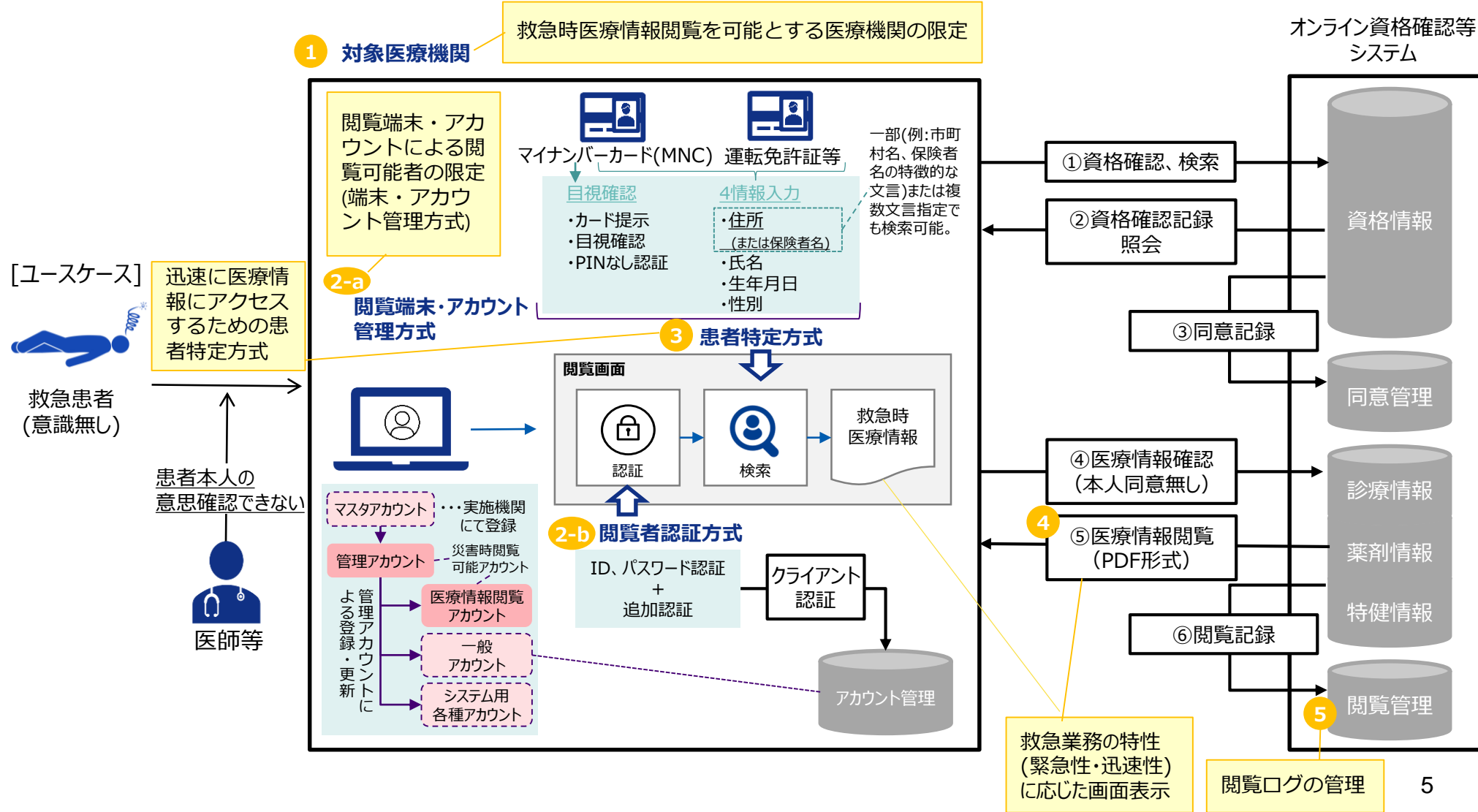
救急外来						
ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF	ケースG
可能				不可(意識不明)		
有			無	無(不可)		
有	無	無	—	有	無	無
—	把握可能	不明	—	—	把握可能	不明
—	—	—	—	対応	対応	不可
過去の検討会において検討				検討対象		

※ 4 情報：①氏名、②生年月日、③性別、
 ④保険者名称または患者住所の一部

論点のマッピング

発生現場
・救急車搬送

救急医療機関に到着後



オンライン資格確認等システムの機能等比較

		通常時	救急時	災害時
位置づけ		平時の診療に利用	救急診療に利用	地域・期間限定で機能開放
概要		本人同意のもと医療情報閲覧する	救急時に本人同意なしで医療情報閲覧可能	災害時に地域・期間を限定して本人同意なしで医療情報閲覧可能
論点ごとの比較	①利用可能機関	制限なし (オンライン資格確認システム導入済み医療機関)	一次～三次救急告示病院+病院 (実施機関により指定)	限定された地域の医療機関 (災害救助法に基づき、実施機関により指定)
	②-a. 閲覧可能端末	医療情報閲覧端末(電子カルテ端末含む) 資格確認端末	医療情報閲覧端末(電子カルテ端末含む) 資格確認端末	医療情報閲覧端末 資格確認端末
	②-b. 閲覧可能ID	医療情報閲覧アカウント 電子カルテアカウント(※1)	救急時閲覧権限付与済の 医療情報閲覧アカウント 電子カルテアカウント(※1)	管理アカウント 医療情報閲覧アカウント
	③患者特定方式	マイナンバーカード	マイナンバーカード 4情報検索	4情報検索
	④画面表示	レセプト情報に基づく診療情報・薬剤情報、特定健診等情報	通常時表示と同様 救急時用表示(別途検討予定)	通常時と同様
	⑤閲覧ログ	閲覧日時・閲覧ID・閲覧情報・同意状況等を記録	通常時と同様	通常時と同様
	⑥同意記録	マイナンバーカードによる本人同意を取得	マイナンバーカードによる本人同意なしの閲覧可能	マイナンバーカードによる本人同意なしの閲覧可能

※1 電子カルテから連携アプリ・WebAPIを経由してアクセスする。(連携アプリ用アカウントを便宜上電子カルテアカウントと記載)

論点①. 救急時医療情報閲覧利用対象機関の限定

救急時医療情報閲覧を可能とする施設は、使用頻度・情報ニーズおよびセキュリティリスクを鑑みて、意識不明患者の主要受け先である二次・三次救急機関が主要な利用機関であるが、患者の急変等を鑑みて、対象機関を病院までとしてはどうか。

意識不明患者
の主要受け先
医療機関

施設の種類	施設の説明（概要）	救急車受入	施設数（※2）
三次 救命救急	重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れ	○ (受入体制有)	約300
二次 入院を要する救急	休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者を受け入れ	○ (受入体制有)	約0.3万
一次 初期救急医療	休日及び夜間において、主に独歩で来院する比較的軽症の救急患者を受け入れ	△ (受入ケース有※3)	約640
病院 (救急告示なし※1)	20人以上の患者が入院可能な施設	△ (受入ケース有※3)	約0.4万
医科診療所 (救急告示あり含む)	患者を入院させるための施設がない or 19人以下の患者が入院可能な医業施設	△ (受入ケース有※3)	約11.5万
歯科診療所	患者を入院させるための施設がない or 19人以下の患者が入院可能な歯科医業施設	-	約6.8万
薬局	薬剤師が販売または授与の目的で調剤を行う施設	-	約6.1万

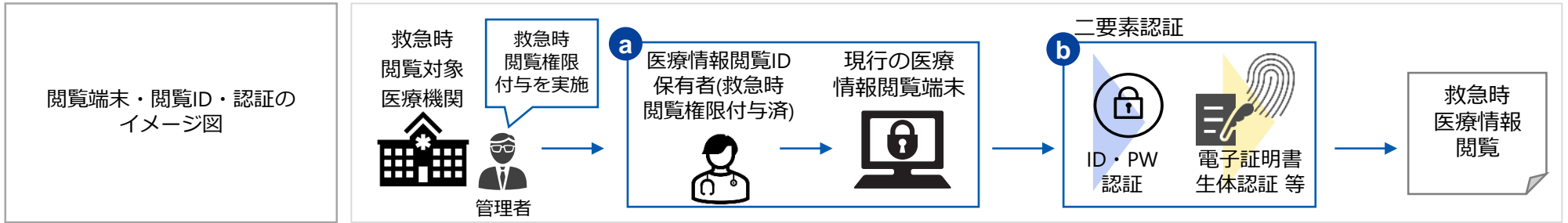
※1 初期救急医療にて救急車ではなく独歩で来院した患者の対応をする施設も含む。（「初期救急医療」の施設数と重複カウントあり）

※2 救急医療・病院・診療所：令和2年医療施設調査(令和2年10月1日時点)、薬局：令和2年度衛生行政報告例

※3 原則は救急告示病院が救急車を受け入れるが、持病の悪化でかかりつけの医療機関があるケース等、救急告示なしの病院に搬送される場合もある。

論点②. 救急閲覧時の閲覧端末・アカウント・認証による閲覧可能者の限定 (端末アカウント管理・認証方式)

救急時医療情報閲覧は、端末は通常の医療情報閲覧端末を使用し、施設管理者によるアカウントへの救急時閲覧権限付与・二要素認証を用いて閲覧可能者を限定する方式としてはどうか。



a 【閲覧端末・ID】 通常の医療情報閲覧と同端末・同IDを使用
b 【認証方式】 二要素認証(現行の医療情報閲覧から認証追加)

概要		
	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療情報閲覧アカウントに救急時閲覧権限を付与された医療従事者が、通常の医療情報閲覧端末から救急時閲覧を行う(救急専用端末・専用IDは設けない) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 現行のID+PW認証に、認証を追加(電子証明書・生体認証等)する 令和9(2027)年度に向けた医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠(先行して導入) 	
評価	<p>A. ユーザビリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常時と救急時の医療情報閲覧の二重の端末・ID管理不要 通常の医療情報閲覧を行う業務が同一端末で実施可能 既存の端末にて利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ID+PWに加えて追加の認証が必要であり、認証手順が増えることで迅速性に影響する可能性があるため、認証タイミングは設計時に迅速性に配慮して検討が必要 認証種類より、PPE※等着用の場合に認証が難しい点に考慮が必要
	<p>B. 医療機関側のコスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 専用端末の手配をせずに救急時医療情報閲覧を開始可能なため、導入までのリードタイム・コスト等の負担を抑えることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 認証種類・端末種類により、認証用読取機器(カードリーダー・生体情報読取機器等)の外付けが必要
	<p>C. その他、運用・実装等の考慮点</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急時閲覧が可能な医療情報閲覧アカウントは、管理者より管理アカウントから個別に指定(=救急時閲覧権限付与)する方式を想定 権限付与対象者は通常の医療情報閲覧アカウント保持者と同様とする(どのアカウントに権限付与するかは管理者にて決定する) 	<ul style="list-style-type: none"> 追加の認証をシステム上で実施するタイミングについて検討

※ PPE(個人用防護具) : ガウン、手袋、マスク、ゴーグル等

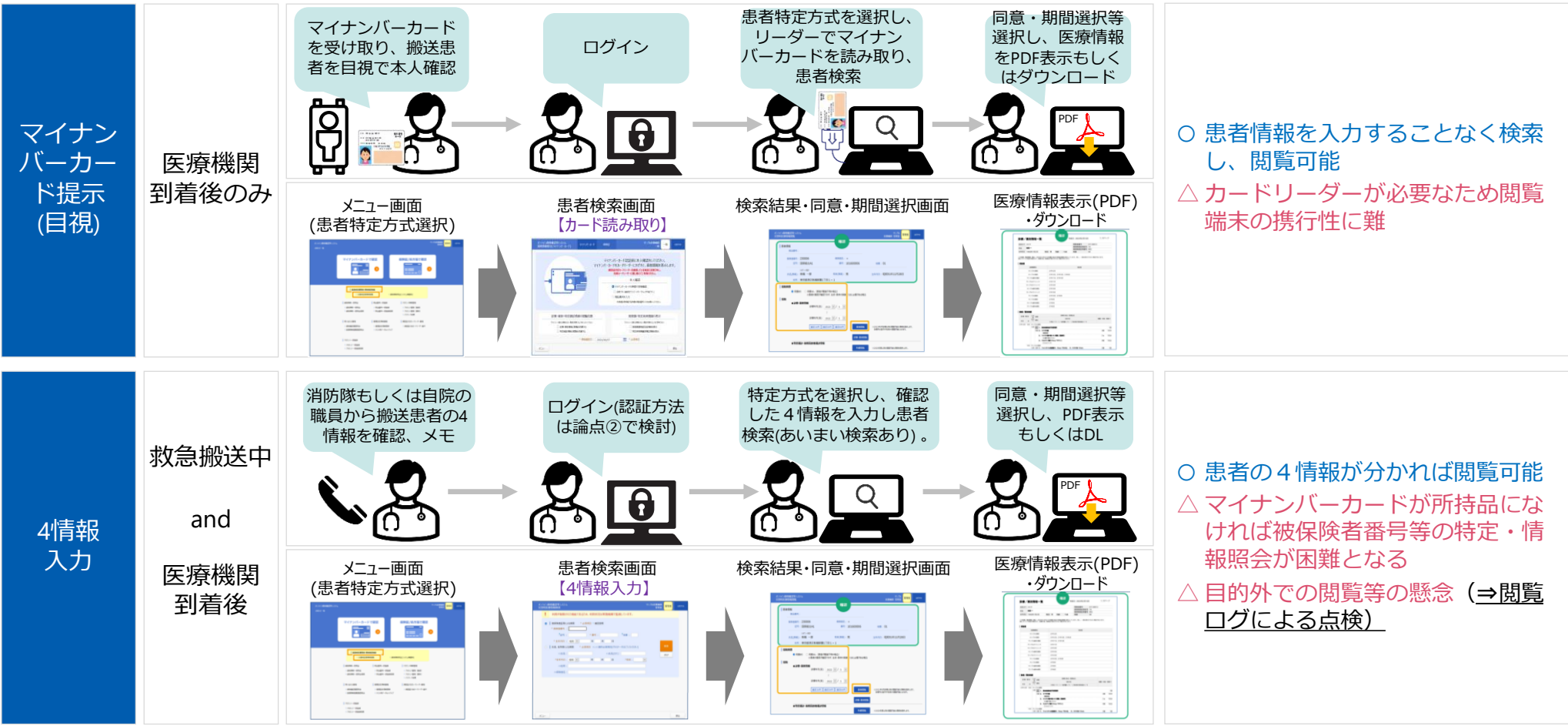
論点③. 迅速に医療情報にアクセスするための患者特定方式

救急時医療情報閲覧における患者特定の方式は、災害時医療情報閲覧時^{*}と同様、マイナンバーカード提示もしくは患者の4情報（①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称または患者住所の一部）の入力としてはどうか。

患者特定方式 閲覧タイミング

操作フロー(上)、画面遷移フロー(下)

メリット・デメリット



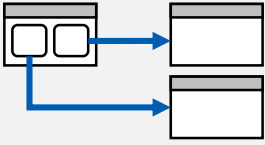

^{*}災害等の緊急時に患者がマイナンバーカードを紛失した場合・意識不明で本人同意が取れない場合であっても医療情報を閲覧可能な機能。指定した地域・期間のみ有効となる。

出典：オンライン資格確認等システム操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編) 第1.03版, https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf

論点④. 救急業務の特性(緊急性・迅速性)に応じた画面表示 - 医療情報表示までの画面遷移の考慮要素

医療情報表示に至るまでの画面遷移は、既存画面の様式踏襲を前提として、他論点の検討結果を反映することや救急時に迅速な操作が可能なレイアウトとすること等、救急現場での活用を考慮した画面とする。

医療情報表示までの画面について考慮する要素

<p>全般</p>	<ul style="list-style-type: none">操作を統一しユーザが操作に迷う可能性を減らすため、可能な範囲で既存画面の様式を踏襲すること ※例：患者情報検索、結果表示画面、期間検索、同意を災害時医療情報閲覧時と共通とする等
<p>画面フロー</p> 	<ul style="list-style-type: none">救急特有の確認事項(論点参照)を反映した画面フローとすること ※例：救急専用端末・IDを設けずに医療情報閲覧端末・IDで救急時閲覧する場合、救急時閲覧モードへの切り替えが可能な画面構成にする、等患者情報検索については、ユースケースを踏まえ、「マイナンバーカード読込検索」「4情報で検索」のいずれかをデフォルトとするのではなく、両方にアクセスできるフローとすること
<p>画面レイアウトおよび表示内容</p> 	<ul style="list-style-type: none">救急特有の確認事項(論点参照)を反映した画面表示・確認できること ※例：意識不明等で同意取得できない患者のみが利用対象であることを明示する等通常の医療情報閲覧と明確に区別するため、救急時閲覧モードであることを画面上に明示すること閲覧者を明確に画面上に表示すること迅速な操作が可能なレイアウトとすること

論点④. 救急業務の特性(緊急性・迅速性)に応じた画面表示 -救急時の医療情報の表示内容に関する方針

救急医療においては、緊急性が高く、迅速な情報の確認が必要となるため、救急時用に向けた医療情報表示内容も選択できるよう作成することとし、具体については、今後関係者との協議を経て結論を得ることとする。

	通常時と同様の表示で閲覧	救急時専用の表示を新たに作成
概要	<p>救急閲覧時も通常利用時と同様の画面を表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤情報 . . . } 最大過去3年分を期間指定し表示 ・診療/薬剤情報 . . . } (任意の期間/今月/直近3か月/直近6か月) ・特定健診情報 . . . } 最大過去5年分表示 	<p>通常時に閲覧可能な情報から、救急でのニーズが高い項目を抽出した救急時専用の医療情報を表示</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時の閲覧と同様の表示と操作であるため、見慣れた画面で利用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載情報を絞り込むことで、閲覧迅速性が高まることを期待
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の過去の受診状況によっては表示情報が多くなり、取得や必要な情報に辿り着くのに時間を要する可能性がある <p>(注) 薬剤情報、診療/薬剤情報の表示期間はユーザー側で設定した上で閲覧可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧迅速性を高めるためには掲載情報の絞り込みが必要となるが(例:表示期間を一定期間に制限する等)、患者の状況により必要とされる情報、期間が異なるため、一律した抽出情報では不十分となる場合があり得る

論点⑤. 閲覧ログの管理

- 現状の管理方法と救急時閲覧に向けた検討事項

現状では、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿って患者本人・施設・実施機関から通常の医療情報閲覧ログを確認できる仕組みは整っているため、救急時閲覧ログの管理も各仕組みを活用してはどうか。

【1】患者本人が救急アクセス履歴をマイナポータルから随時点検	【2】施設が管理アカウントから定期的に確認	【3】実施機関が明らかな目的外アクセスが無いログから点検
--------------------------------	-----------------------	------------------------------

閲覧記録管理のイメージ

凡例

- 黒字：現行の仕組み
- 赤字：今後の検討事項 ※検討方向性(案)

自身の医療情報閲覧した医療機関の情報等を表示

- 閲覧施設名
- 閲覧日時
- 表示された医療情報項目等

患者本人

マイナポータル

管理画面から医療情報閲覧履歴を随時照会

- 閲覧者ID
- 閲覧日時
- 患者情報(保険証番号等)
- 表示された医療情報項目
- 同意状況
- 救急時閲覧 (閲覧方法)

医療機関

管理者 (管理アカウント)

ログから以下情報を随時確認 (施設・ID単位での大量アクセス等確認)

- 閲覧施設名
- 閲覧日時
- 患者情報
- 表示された医療情報項目
- 救急時閲覧かどうかが

実施機関

必要に応じて随時確認

現状の仕組み	概要	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルの「やりとり履歴」から、情報提供要求の操作に応じて、自身の医療情報を閲覧した施設名・閲覧日時等が確認可能 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認等システムの管理アカウントメニューの「医療情報閲覧履歴照会」から、閲覧日時・閲覧情報等が確認可能 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時医療情報閲覧において、目的外のアクセスがないか実施機関がログから点検する運用がなされている
	期待する効果 (抑止力)	<ul style="list-style-type: none"> 患者本人により確認可能 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理者が救急取り扱い実績から目的外利用等確認可能 	<ul style="list-style-type: none"> 明らかな目的外のアクセス (大量のアクセス数等) は検知可能だが、厳密に実施機関側で把握・点検することは困難
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供要求の操作をしないと閲覧されたことに気づけない (本人の操作によるチェックが必要となる) 	<ul style="list-style-type: none"> 救急時の閲覧ログのみを絞って確認できない 救急時閲覧において、閲覧方法 (マイナンバーカードでの閲覧・4情報検索での閲覧) を区別できない 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が多いと想定される救急時閲覧のログは、運用上の工夫が必要

今後の検討事項	検討の方向性(案)	<ul style="list-style-type: none"> 救急時閲覧履歴をマイナポータルから確認可能な旨を国民向けに周知広報する 	<ul style="list-style-type: none"> 救急時閲覧のみを絞って確認できるようにする 救急時閲覧の閲覧方法 (マイナンバーカードでの閲覧・4情報検索での閲覧) を合わせて確認できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 救急時閲覧のみを絞って、確認できるような仕組みとする等
	ログ確認の運用想定(案)	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルから確認後、身に覚えがない閲覧履歴がある場合は、閲覧履歴中の施設に問合せが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 施設側で定期的に救急取り扱い実績等と突き合わせて目的外閲覧が無いかを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 明らかに目的外のアクセス (大量のアクセス数等) がないか必要に応じて確認する等